

平成31年（2019年）3月15日

柏崎市議会議長
笠原晴彦様

柏崎市議会議員倫理審査会
委員長 若井恵子

審査報告書

平成31年（2019年）2月21日付けで審査の付託を受けた件について、柏崎市議会議員倫理条例第12条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 審査対象議員名
加藤 武男

2 審査結果
(結論)

柏崎市議会議員倫理審査会（以下「審査会」という。）に付託された請求事件について、公平公正かつ慎重に審査した結果、加藤武男議員の駐車場利用については、審査会の委員間では好ましくない使用であったという事実を認定した。そしてその事実が、議員倫理基準に反する行為に該当するか否かの認定に当たっては、倫理基準に抵触したと判断できるとする見解がある一方、利用の経緯等から判断できない、あるいは判断すべきでないとの見解もあった。しかし、抵触しないという意見はなかった。したがって、本件は議員の倫理観を問うものであるから、議員倫理基準に抵触する行為であったと認定せざるを得ない。

すなわち、本件議員倫理請求に係る事実、審査対象議員である加藤武男議員の一連の行為は、柏崎市議会議員倫理条例（以下「議員倫理条例」という。）第4条の柱書、同条第1号及び同条第6号に該当すると認められる。

(審査請求の要旨)

本件は、加藤武男議員が代表を務める法人が経営する宿泊施設用の駐車場として、長年にわたり、市営石地海水浴場駐車場を権原なく不適正に使用していたことを対象としている。駐車場の駐車枠内に当該施設の屋号を書き込み、施設の利用客等の使用の用に供していたことは、市の財務規則に違反する。また、市の所有権侵害、公共施設の器物損壊にもあたり、議員倫理条例第4条柱書、同条第1号及び同条第6号に該当するものである。よって議員倫理条例第13条に基づき措置を求めるものである。

(事実認定の概要)

審査に当たっては、審査請求者である齋木裕司議員等から提供された当該施設を含む石地海岸等に設置されている観光施設の維持管理に係る業務委託契約書などの資料の確認並びに齋木裕司議員及び真貝維義議員からの事情聴取等を行った。一方、加藤武男議員からも事情聴取等を行うこととしたが、本人は健康上の理由から、答弁書の提出をもって弁明を行った。なお、市当局等関係人からの事情聴取と資料の提供要請等は控えざるを得なかった。

審査会としては、当該市営石地海水浴場駐車場を同じ西山町観光協会の他の会員の経営する施設も当該駐車場を利用していることは確認した。

審査の結果、加藤武男議員が代表を務める法人は、経営する施設の営業用に石地海水浴場駐車場を好ましくない状態で使用していたと認定した。

したがって、本件審査対象の加藤武男議員の作為及び不作為は、議員として市民に疑惑を持たれるもので、議員倫理条例第4条第1号中の「議員の職務に関して不正の疑惑を持たれる行為をしないこと」及び同条第6号の「議会の品位と名誉を著しく損なう行為を行わないこと」に該当すると認定した。

しかしながら、西山観光協会及び同会員は市町合併後に好ましくない利用がなされているとの認識が希薄だったことなどの可能性等を総合的に勘案すると、審査対象の加藤武男議員の一連の行為に対する責任に関しては、一定程度事情をくみ取る必要はあるとの認識に至った。

3 審査の経過等

(1) 審査会の設置

平成30年5月28日付で、三井田孝欧前議員（当初の審査請求代表者）、齋木裕司議員、真貝維義議員の3人議員から、加藤武男議員に対し、加藤議員の一連の行為は議員として不適格な行為で、当該行為は、議員倫理条例第4条柱書、同条第1号及び第6号に規定されている議員倫理基準「議員の職務に関して不正の疑惑を持たれる行為をしないこと」及び「柏崎市議会の品位と名誉を著しく損なう行為」に該当するとして、議員倫理条例第8条第1項の規定に基づき副議長に対して審査の請求がなされた。その後、加藤議員が体調不良で療養が必要となったことなどから、審査会の設置は留保されていた。

しかしながら、今議会、現議員の任期も迫ってきたため、平成31年2月19日及び21日の両日にわたる協議等によって議員倫理条例第9条の規定に基づいた審査会が設置された。そして、同条第2項の規定により、村田幸多朗議員、持田繁義議員、若井恵子議員、相澤宗一議員、佐藤正典議員、柄沢均議員、若井洋一議員、春川敏浩議員に選任された。同時に、委員長に若井恵子議員、副委員長に持田繁義議員が互選された。

(2) 審査会の概要

第1回審査会 平成31年2月19日（火）午後3時17分開催

本件審査会の委員長と副委員長を指名推薦により互選することとなったが、指名された議員が就任を辞退したため、予定した委員長、副委員長の選任、審査付託等が実現しなかった。

第2回審査会 平成31年2月21日（木）午前9時開催

本審査会の委員長に若井恵子議員、副委員長に持田繁義議員を指名推薦により互選した。

笠原晴彦議長から審査会に対し本件請求事件の審査付託が行われた。

審査会は、原則公開で行うこと等を確認した。

第3回審査会 平成31年2月25日（月）午後3時開催

審査請求者である斎木裕司議員、真貝維義議員から請求理由等の説明を受けた後、審査会委員から両議員に質疑を行った。

両議員からは、審査請求書に基づき、加藤武男議員は契約書等の法的な根拠を持たずに、自らが経営する宿泊施設の営業用の駐車場として市営石地海水浴場駐車場を長年にわたり使用していたことなどが説明された。

質疑では、市町合併の時点で、市の財務規則に則った行政財産の目的外使用の許可等の手続きが取られていなかった。合併の数年前までは、有料で使用が許可されていたが、合併時は無料だった。当該施設以外の他の経営者も当該駐車場に屋号の表示をして同様の使用をしていた。また、どのような契約等の法的根拠によって、加藤議員が経営する法人が駐車場を使用していたかが問題となることなどを確認した。

第4回審査会 平成31年3月4日（月）午後3時開催

審査対象の加藤武男議員から事情聴取等を行うために出席を求めたが、体調が良くないということから欠席し、答弁書の提出をもって弁明を行った。

答弁書の内容は、「旧西山町と西山町観光協会、合併後の柏崎市と西山町観光協会の合意の元、一観光協会会員として行ったことである。」というものであった。

市当局を呼んで事実確認等をすべきかもしれないが、時間がないことから、加藤武男議員の行為自体に着目し、議員として適正な行為であったのかを判断すべきとする意見と、市や観光協会の指示に疑念を持つ機会が社会通念上あったのか否かという視点を踏まえるべきという意見等が出された。

第5回審査会 平成31年3月11日（月）午後3時5分開催

審査請求に係る事実認定等の審議等を行った。

その結果、加藤武男議員は自ら経営する施設用の駐車場として、石地海水浴場駐車場を権原なく使用していたと事実認定した。また、そのことは好ましい状態ではなかったとの共通認識を得た。

一方で、旧西山町時代から西山町観光協会との合意等によって、長年、西山町観光協会の他の会員と同様に当該駐車場に屋号の表示等をして使用をしていた。市当局は西山町との合併時、及びそれ以降、当該駐車場の管理についての適正化（行政財産の

使用許可手続きや指導等)を怠っていた蓋然性があるとの指摘もあった。また、時間の制約があり審査会での審査が十分できなかったことなど、過去の経緯や諸般の事情を勘案すると、現時点では、加藤武男議員の行為が議員倫理基準に抵触するか否かについては、判断を回避する。または、すべきでない。と事実認定を留保する委員が4人いた。

しかしながら、平成30年6月12日一般質問の市長答弁「当該駐車場は、公益的利用を目的としておりますので、利用上のモラル、倫理という観点から好ましくないものといえます。」「駐車場舗装面に屋号等が、ペンキで書き込まれているということにつきましても、さらに望ましい状態であると考えていませんので、当該行為者に対して、その除去を指示したところでございます。」及び、西山町事務所長の「西山町観光協会のほうで秩序、維持のために書いてあったというふうに聞いておりましたんで、その名残かと思っておりましたけども、この問題が発覚してから、本年度、再確認をしたところ、書き直してあるところもありましたんで、そこで改めて確認したという状況でございます」との答弁は、使用実態・屋号書き込みが倫理上好ましくないとの判断と、これまでの名残で屋号書き込みが残っているだけでなく、書き直した箇所もあることを確認した。

また、平成31年3月11日の産業建設常任委員会での西山町事務所長の「駐車場利用に関する権利はどこにも与えていない。」との答弁から倫理上問題があるとの意見も出された。

以上の事実認定から、一般市民より高い倫理感が求められる議員の適正な行為として認めることは困難であり、議員倫理基準に抵触するとする委員が半数の4人であった。

当審査会では、石地海水浴場駐車場を権原なく使用していたと事実認定した。また、そのことは好ましい状態ではなかったとの共通認識を得た。

判断を回避するとした委員からも、倫理上問題はないとの意見はなかった。

以上のことを踏まえ正副委員長として、これまでの審議経過等を報告書案にまとめ、各委員にデスクネットで送付し、認識等に大きな隔たりかないか等確認後、議長（議会）に報告することとした。

以上